

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 の一部改正に伴う記載の修正について

1 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の一部改正により、同法の構成に変更があったことから、同法に規定する「共同生活援助」に関する条文に項ずれが生じています。（令和4年12月16日公布、令和7年10月1日施行）

これに伴い、地区計画（地区整備計画「建築物等の用途の制限」）において、障害者総合支援法を引用しているものに項ずれが生じることから、同法文との整合を図るため、地区計画の記載を修正します。

2 障害者総合支援法の一部改正による項ずれ（概要）

第5条第12項の次に「就労選択支援」を加え、同条中第28項を第29項とし第13項から第27項までを1項ずつ繰り下げる。

改正後			改正前	
第5条 (定義)		}		}
	第12項	自立訓練	新規	第12項 自立訓練
	第13項	就労選択支援	←	
	第14項	就労移行支援		第13項 就労移行支援
	第15項	就労継続支援		第14項 就労継続支援
	第16項	就労定着支援		第15項 就労定着支援
	第17項	自立生活援助		第16項 自立生活援助
	第18項	共同生活援助		第17項 共同生活援助
	第19項	相談支援	項ずれ	第18項 相談支援
	第20項	基本相談支援	←	第19項 基本相談支援
	第21項	地域移行支援		第20項 地域移行支援
	第22項	地域定着支援		第21項 地域定着支援
	第23項	サービス利用支援		第22項 サービス利用支援
	第24項	継続サービス利用支援		第23項 継続サービス利用支援
	第25項	自立支援医療		第24項 自立支援医療
	第26項	補装具		第25項 補装具
	第27項	移動支援事業		第26項 移動支援事業
	第28項	地域活動支援センター		第27項 地域活動支援センター
第29項	福祉ホーム		第28項 福祉ホーム	

3 障害者総合支援法の一部改正に伴い地区整備計画の記載を修正する地区及び修正内容

(1) 修正する地区

地区計画の名称	地区整備計画の名称
泉ヶ浦二丁目地区地区計画	住宅地区
舞ヶ丘地区地区計画	利便福祉施設地区
北九州学術研究都市南部地区地区計画	教育施設・住宅地区
	研究・文化・利便施設地区
乙丸地区地区計画	沿道地区
上葛原東地区地区計画	流通業務B地区
吉志北地区地区計画	—
吉田にれの木坂地区地区計画	住宅地区
曽根地区地区計画	医療・生活A地区
	医療・生活B地区
	医療・生活C地区
山路松尾町地区地区計画	低層住宅A地区
	低層住宅B地区
幸神・岸の浦地区地区計画	住宅・利便施設地区
泉台地区地区計画	低層住宅地区

(2) 修正する内容

建築物等の用途の制限	
修正後	修正前
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項